研究活動に係る不正防止および不正行為への対応に関する規程

（2007年４月６日規約第07－１号）
《所管：研究マネジメント課長》

（目的）

第１条　この規程は、本学における研究活動に係る不正および研究費の取扱いに係る不正防止の方法ならびに不正行為への対応を明確にすることによって、本学が社会的責任を果たし、本学の研究の信頼性と公正性および自由な研究活動の遂行を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において「研究者等」とは、次に掲げる者をいう。

一　研究活動を行う本学の常勤および非常勤の教員、研究員および職員

二　研究活動を行う本学の学生

三　研究費または本学の施設もしくは設備を利用して研究活動を行う者

２　この規程において「研究活動に係る不正行為」とは、故意または研究者等としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、投稿論文その他発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等に対し、次の各号に掲げることを行い、またはこれに助力する行為をいう。

一　捏造　存在しないデータ、研究結果を作成すること。

二　改ざん　研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

三　盗用　研究者等が、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。

四　その他の不正行為　研究成果の二重投稿、不適切なオーサーシップその他の科学者の行動規範および社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

３　この規程において「研究費」とは、本学が研究者等に交付する研究費および研究者等が学外から獲得した研究費をいう。

４　この規程において「公的研究費」とは、次に規定するものをいう。

一　文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金

二　前号に規定するもののほか、政府機関、独立行政法人、地方公共団体または特殊法人等が配分する研究費

５　この規程において「研究費の取扱いに係る不正行為」とは、本学における次に掲げる行為およびそれらに助力することをいう。

一　架空の取引により本学に代金を支払わせ、業者等に預け金として管理させること。

二　虚偽の申請に基づき申請と異なる物品費等を本学に支払わせること。

三　虚偽の申請に基づき出張旅費等を本学に支払わせること。

四　虚偽の申請に基づきリサーチ・アシスタント等の報酬等を本学に支払わせること。

五　法令、本学の規約または当該研究費の使用に係る指針等（以下「法令等」という。）に定められた用途以外の用途に使用すること。

６　この規程において「配分機関等」とは、第４項の公的研究費を配分する政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等のことをいう。

７　この規程において「悪意」とは、専ら第11条第５項第２号に規定する調査対象者に何らかの損害を与えることや調査対象者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを

目的とする意思をいう。
8　この規程において「研究資料等」とは、研究活動において生ずる文書、数値データおよび画像等の研究資料ならびに実験試料、標本および装置等の有体物をいう。
（不正行為の禁止、研究資料等の保存および開示）
第３条　研究者等は、研究活動に係る不正行為および研究費の取扱いに係る不正行為（以下「不正行為」という。）を行ってはならず、また、不正行為の防止に努めなければならない。
2　研究者等は、研究活動の正当性の証明手段の確保を目的として、第三者による検証可能性を担保するため、研究資料等を適切に保存しなければならない。
3　研究者等は、第７条第１項に規定する学術研究倫理委員会または第12条第１項に規定する調査委員会が、当該研究活動に係る研究資料等の開示の必要性および相当性を認めた場合には、当該研究資料等を開示しなければならない。
（最高管理責任者）
第３条の２　本学は、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、総長をもって充てる。
2　最高管理責任者は、公的研究費の取扱いに係る不正防止対策の基本方針を策定し、周知するとともに、次条に規定する統括管理責任者および第３条の４に規定する研究倫理推進責任者が、公的研究費の適切な運営・管理を行うために必要な措置を講じなければならない。
（統括管理責任者）
第３条の３　本学は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、総長が指名する研究推進を担当する理事をもって充てる。
2　統括管理責任者は、前条第２項で規定する基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定し、研究倫理推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に最高管理責任者へ報告しなければならない。
（研究倫理推進責任者）
第３条の４　本学は、本学の各箇所における公的研究費の運営・管理について責任と権限を持つ者として研究倫理推進責任者を置き、当該箇所の長をもって充てる。
2　研究倫理推進責任者は、統括管理責任者の指示の下に、次の各号に定める業務を行わなければならない。
一　自己の管理または指導する箇所における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
二　研究費の取扱いに係る不正行為の防止を図るため、研究者等に対して第６条第２項に定める研究倫理教育を受講させる。
三　自己の管理または指導する箇所において、研究者等が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等を監督し、必要に応じて改善を指導する。
3　研究倫理推進責任者は、必要に応じて研究倫理推進副責任者を任命することができる。
（研究倫理教育責任者）
第３条の５　本学は、本学の各箇所に、本学の研究活動に係る不正行為の防止を図るため、研究倫理教育責任者を置く。
2　研究倫理教育責任者は、当該箇所の長をもって充てる。
3　研究倫理教育責任者は、研究者等に対して第６条第１項に定める研究倫理に関する研

修または科目等を受講させなければならない。

（研究不正対応責任者）

第３条の６　本学は、本学の研究活動に係る不正行為に対応するための責任者として、研究不正対応責任者を置き、総長が指名する研究推進を担当する理事をもって充てる。

２　研究不正対応責任者は、研究活動に係る不正行為の疑いが生じたときの調査実施全般を統括すると共に、調査対応が円滑に実施されるように組織・体制を構築して、その企画・整備・運営を行う。

（監事の役割）

第３条の７　監事は、第３条の３第２項に規定する本学全体の具体的な対策およびその実施状況ならびに公的研究費の取扱いに係る不正防止に関する内部統制の整備・運用状況を定期的に確認し、最高管理責任者および統括管理責任者に対して意見を述べる。

（研究費の取扱いに係る本学の対応）

第４条　本学は、研究費を適切に管理し、研究者等に研究費を支出するときまたは支出した後に、当該支出が適正であるかを確認するものとする。

２　研究費に係る経理処理は、関係箇所および当該研究者等が責任をもって行うものとし、その手続きは、本学の会計規則（1972年経理達第１号）およびこれに基づく規程、要領その他の会計に関する手続に基づくものとする。

３　本学は、研究費の獲得または執行に係る書類、研究費に係る研究の成果報告に関する書類その他研究費に係る文書を文書保存規程（1973年庶文達第22号）に定める期間保管しなければならない。

（誓約書の提出）

第５条　本学において公的研究費の運営・管理に関わる者は、次の各号に掲げる事項を含む誓約書を、所定の方法により最高管理責任者に対して提出しなければならない。

一　本学の規約その他の規定等を遵守すること。

二　不正を行わないこと。

三　本学の規約その他の規定等に違反して、不正を行った場合は、本学や公的研究費の配分機関の処分および法的な責任を負担すること。

２　前項に規定する公的研究費の運営・管理に関わる者の範囲は、第７条第１項に規定する学術研究倫理委員会で別に定める。

（研究倫理に関する研修および科目等の受講）

第６条　本学において全ての研究者等は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める研修または科目等を受講しなければならない。

一　大学院の学生以外の研究者等　本学が定める研究活動に係る法令等の違反の防止のための研究倫理に関する研修

二　大学院の学生である研究者等　本学または箇所が定める研究倫理に関する科目等

２　本学における公的研究費の運営・管理に関わる者は、研究費の取扱いに係る不正行為の防止に関する、本学が定める研究倫理教育等を受講しなければならない。

（学術研究倫理委員会の設置）

第７条　本学に、研究者等による不正行為の防止および不正行為への対応のため、学術研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を置く。

２　倫理委員会の委員は、次に掲げる者とする。

一　次の表の左欄に定める順序に従いあらかじめ指定された箇所の教授会、研究科運営委員会、運営委員会または教諭会において、専任教員のうちから選出する者　同表の右欄に定める人数

政治経済学術院、法学学術院、商学学術院、社会科学総合学術院	３人
文学学術院、教育・総合科学学術院、国際学術院	２人
理工学術院	２人
人間科学学術院、スポーツ科学学術院	１人
高等学院、本庄高等学院、芸術学校	１人

二　本学の教職員でない者であって、法律もしくは会計の専門家または学術研究倫理に関する専門知識を有する者のうちから総長が指名する者　２人以上

三　研究推進を担当する理事のうちから総長が指名する者　１人

四　総務を担当する理事

五　教務部長

六　研究推進部長

３　前項第１号および第２号の委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

４　委員が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

（倫理委員会の委員長および副委員長）

第８条　倫理委員会に、委員長および副委員長各１人を置く。

２　委員長は、委員の互選によって前条第２項第１号および第２号の委員のうちからこれを定める。

３　委員長は、倫理委員会を代表し、倫理委員会の業務を統括する。

４　副委員長は、委員長の指名によって前条第２項第１号および第２号の委員のうちからこれを定める。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときまたは委員長に事故があるときは、その職務を行う。

（倫理委員会の運営）

第９条　倫理委員会は、委員長が招集する。

２　倫理委員会は、委員の２分の１以上の出席がなければ開くことができない。

３　前項の規定にかかわらず、倫理委員会は、第10条第３号に規定する事項を審議するときは、委員の３分の２以上の出席がなければ開くことができない。

４　倫理委員会の議決は、出席委員の３分の２以上の多数によらなければならない。

５　当該不正行為に利害関係を有する委員は、当該不正行為の調査に関する全ての審議に加わることができない。

６　倫理委員会は、必要があると認められるときは、学識経験を有する者の意見を聴くことができる。

７　倫理委員会における審議は、非公開とする。ただし、倫理委員会が認めた者は、これを傍聴することができる。

８　倫理委員会の議事録は、非公開とする。

（倫理委員会の職務）

第10条　倫理委員会は、次に掲げる事項を行う。

一　学術研究倫理に係る研究者等に対する周知、研修、教育等の企画および実施に関する事項

二　学術研究倫理に係る国内外における情報の収集および分析に関する事項

三　研究者等の不正行為に係る調査に関する事項

四　その他学術研究倫理に関する事項

（不正行為に関する予備調査）

第11条　倫理委員会は、次に掲げる各号の報告または通知（以下「報告等」という。）を受けた場合には、同委員会において予備調査を行う。ただし、報告等の内容が「研究活動に係る不正行為」である場合は、倫理委員会および研究不正対応責任者が第５項第２号に規定する調査対象者ともっとも関連する箇所と判断した箇所長に対して、予備調査を行うよう指示することができる。

一　箇所から当該箇所に所属する研究者等に不正行為の疑いがある旨の報告を受けた場合

二　公益通報者等の保護等に関する規程（2008年11月７日規約第08―47号の１）第11条第１項の規定により公益通報対応委員会から通知を受けた場合

三　本学から監査その他の方法により研究者等の不正行為に係る情報を得た旨の報告を受けた場合

四　早稲田大学リスク管理およびコンプライアンス推進に関する規則（2014年10月３日規約第14―51号の１）第８条第１項の規定に定めるリスクマネージャーから通知を受けた場合

２　倫理委員会が前項の報告等を受けたときは、その報告等が「研究活動に係る不正行為」である場合は研究不正対応責任者に、「研究費の取扱いに係る不正行為」である場合は統括管理責任者へ速やかに報告する。

３　倫理委員会は、第１項の報告等の内容が全学のリスク管理に重大な影響を与えると判断されるときは、早稲田大学リスク管理およびコンプライアンス推進に関する規則第４条第１項に規定するコンプライアンス推進総括責任者に報告し、対応を協議するものとする。

４　第１項の不正行為に係る情報は、客観的（「研究活動に係る不正行為」の場合は「科学的」であることを含む。）かつ合理的な根拠に基づくものとする。

５　第１項各号の不正行為に係る情報の報告等は、次に掲げる事項を明らかにした書面および証拠を提出することにより行う。

一　報告等の情報提供を行った者（以下「通報者等」という。）が個人の場合は氏名および連絡先。箇所または団体等であった場合は箇所名等および連絡先

二　不正行為を行った疑いのある者（以下「調査対象者」という。）の所属および氏名

三　不正行為の態様および内容

四　不正行為であるとする客観的かつ合理的な理由

６　倫理委員会は、前項第１号の規定に関わらず、匿名による報告等を受けた場合は、その内容に応じて顕名による報告等に準じて取扱うことができるものとする。

７　予備調査は、「研究活動に係る不正行為」または「研究費の取扱いに係る不正行為」に区分し、次の各号に定める内容について確認等を行う。

「研究活動に係る不正行為」

一　報告等により示された研究活動に係る不正行為の疑いの有無

二　報告等により示された科学的かつ合理的な根拠の論理性の有無

三　報告等により示された内容の合理性および調査可能性

「研究費の取扱いに係る不正行為」

一　報告等により示された研究費の取扱いに係る不正行為の疑いの有無

二　報告等により示された内容の合理性

三　報告等により示された内容の調査可能性

８　第１項ただし書きによって、予備調査を行うよう指示を受けた箇所長は、速やかに予備調査を行い、指示を受けた日から起算して原則として25日以内に、その結果を倫理委

員会に報告する。
9　第１項ただし書きの場合を除き、予備調査を行うときは、倫理委員会の委員長は研究推進部長に調査補助を指示することができる。
10　予備調査は、不正行為に係る情報を得た日から起算して原則として30日以内に完了しなければならない。ただし、30日以内に完了できない合理的な理由がある場合は、この限りではない。
11　予備調査の対象となった不正行為が公的研究費に関係する場合は、公的研究費の配分機関等に当該調査の要否に係る結論を報告する。
（調査委員会の設置）
第12条　倫理委員会は、前条第１項に規定する予備調査の結果、研究活動に係る不正行為または研究費の取扱いに係る不正行為の有無を確認する必要があると認めるときは、その議決により調査委員会の設置を決定する。
２　倫理委員会は、調査委員会を設置することを決定した日から起算して30日以内に調査委員会を設置し、調査を開始する。ただし、30日以内に開始できない合理的な理由がある場合は、この限りでない。
３　倫理委員会は、調査委員会の設置を決定したときは、その旨を書面により、調査対象者および通報者等に通知する。
４　倫理委員会は、調査を開始する前に、調査委員会委員の氏名および所属を調査対象者および通報者等へ通知する。
５　調査対象者および通報者等は、前項の規定により受けた調査委員会委員について不服がある場合は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、書面により、倫理委員会に異議を申し立てることができる。
６　倫理委員会は、前項の異議申立てを受けたときは、当該異議申立ての内容を検討し、その内容が妥当である場合は、当該異議申し立てに係る調査委員会委員を変更するとともに、その旨を調査対象者および通報者等に通知する。変更しない場合は、その旨を、理由を付して異議申立てを行った者に通知する。
７　倫理委員会は、調査委員会の設置を決定したときは、その旨を予備調査の結果を添えて、書面により総長および調査対象者の本属箇所の箇所長に報告するものとする。第
８　前項の報告を受けた総長は、調査の案件が、公的研究費の取扱いに係る不正行為であって、調査対象者が現に当該調査対象となっている公的研究費の交付を受けている場合は、必要に応じて、当該公的研究費の使用停止を命じることができる。
９　調査委員会の委員は、次に掲げる者とする。
一　倫理委員会の委員長またはその指名した第７条第２項第１号の委員　１人
二　倫理委員会の委員長が、本学の教職員または教職員以外の者のうちから倫理委員会の議を経て指名した者　３人
10　前項第２号に規定する委員の人数は、倫理委員会の委員長が必要と認めたときは、増やすことができるものとする。
11　調査委員会のすべての委員は、調査対象者および通報者等と直接の利害関係を有しない者で構成されなければならない。
12　調査委員会において、本学の教職員でない者が占める割合は、その半数以上でなければならない。
13　調査委員会に委員長１人を置き、第９項第１号の委員をもって充てる。
14　委員長は、調査委員会を代表し、調査委員会の業務を統括する。
15　第９条（第２項および第７項ただし書を除く。）の規定は、調査委員会について準用

する。

16　倫理委員会は、調査委員会を設置しないことを決定したときは、その旨を、理由を付して通報者等に通知する。

（調査委員会による調査の実施）

第13条　調査委員会は、不正行為に係る事実の調査を実施し、倫理委員会に対して、原則としてその設置の日から起算して120日以内に最終報告を行うこととする。ただし、120日以内に最終報告を行うことができない合理的な理由がある場合は、この限りでない。

2　調査委員会は、通報者等、調査対象者、調査対象者が所属する箇所およびその関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた通報者等、調査対象者、箇所およびその関係者は、調査が円滑に実施できるよう、積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。

3　調査委員会は、調査対象者が前項の協力の求めに応じない場合であって、調査に必要な資料を保全するため緊急の必要があると認めるときは、調査対象者に対し当該調査に係る利害関係を有する者との接触禁止、保全を必要とする場所への接近禁止その他の必要な措置を要請することができる。

4　調査委員会は、前項の措置を要請する場合は、調査対象者以外の教職員等による研究教育活動および本学の管理運営に係る業務に支障が生ずることがないよう十分配慮しなければならない。

5　調査委員会における調査は、次の各号に定める内容について、事実に基づき、公平不偏にこれを実施し、次の各号に定める内容を認定する。

一　不正行為の有無

二　不正行為の内容

三　不正行為に関与した者とその関与の程度

四　「研究活動に係る不正行為」の場合は、不正行為と認定された研究活動における、当該研究活動に関係した者の役割

五　「研究費の取扱いに係る不正行為」の場合、不正使用の相当額

（研究活動に係る不正行為の認定の方法）

第13条の２　調査委員会は、調査対象者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2　調査委員会は、調査対象者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3　調査委員会は、調査対象者の説明およびその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する研究資料等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、調査対象者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

（調査上必要な場合の再現実験の実施）

第13条の３　「研究活動に係る不正行為」の場合において、不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再現実験等により再現性を示すことを調査対象者に求める場合、または調査対象者の意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間および機会（機器、経費等を含む。）に関し、調査委員会が合理的に必要と判断する範囲内において、これを行うことができる。

（調査対象者の追加）

第14条　調査委員会は、調査の過程において、調査対象者以外の研究者等が不正行為に関与している疑いが判明した場合は、その旨を倫理委員会に報告するものとする。

2　倫理委員会は、調査委員会から前項の報告を受けたときは、予備調査を実施し、当該研究者等を調査対象者とするか否かを審議する。

3　倫理委員会が当該研究者等を調査対象者とすると議決したときは、必要に応じて、新たな調査委員会を設置する、または調査委員会の委員の全部もしくは一部を変更することができる。

（調査案件の分離）

第15条　調査委員会は、調査の過程において、新たな事実の発覚等があり、調査の進捗上、一部の案件を分離して調査する必要があると判断した場合は、倫理委員会にその旨を報告するものとする。

2　倫理委員会は、調査委員会から前項の報告を受けたときは、予備調査を実施し、当該案件を分離して調査するか否かを審議する。

3　倫理委員会が分離して調査すると議決したときは、必要に応じて、新たな調査委員会を設置する。

（調査対象者の不服申立）

第16条　倫理委員会は、第13条第１項に定める最終報告を受けたときは、その内容を確認し、書面により、速やかに調査対象者に通知する。

2　調査対象者は、前項の規定により受けた通知の内容に不服がある場合は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、書面により、倫理委員会に不服申立てを行うことができる。

3　前項の不服申立てを受けたときは、倫理委員会は、当該不服申立ての内容を調査委員会に報告する。

4　調査委員会は、前項の報告を受けたときは、再調査を実施するか否かについて、当該不服申立ての内容を踏まえて審議し、理由を付してその結果を倫理委員会に報告する。

5　倫理委員会は、前項の規定により、調査委員会から再調査を行う必要はなく、不服申立てを却下すると報告を受けたときは、その理由を付して、書面により、速やかに調査対象者および通報者等に通知する。

6　倫理委員会は、第４項の規定により、調査委員会から再調査を実施すると報告を受けたときは、書面により、速やかに調査対象者および通報者等に通知する。

7　調査委員会が、第４項に規定する審議を行うにあたって、新たに専門的知識を有する委員を必要とすることを認めたときは、倫理委員会は、委員の全部または一部を変更することができる。

8　前項の委員の変更にあっては、第12条第11項および第12項の要件を満たすものとし、委員の通知等に係る手続きについては、第12条第４項から第６項までの規定を準用する。この場合において、第４項中「調査を開始する前」とあるのは「再調査を開始する前」と読み替えるものとする。

9　調査委員会は、第４項に規定する審議の結果、再調査を実施する必要があると決定したときは、速やかに再調査を開始し、再調査を開始した日から起算して50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を倫理委員会に報告する。ただし、50日以内に報告を行うことができない合理的な理由がある場合は、この限りでない。

10　倫理委員会は、前項の再調査結果の報告を受けたときは、その内容を確認し、書面により、速やかに調査対象者および通報者等に通知する。

（悪意に基づく通報者等の認定）

第16条の２　調査委員会は、調査対象者が不正行為を行わなかったと認定する場合であって、調査を通じて、通報者等による報告等が悪意に基づくものであると認めたときは、当該不正行為を行わなかった認定と併せて、その旨の認定を行うものとする。

２　倫理委員会は、第13条第１項に規定する最終報告を受けた結果、通報者等による報告等が悪意に基づくものであることが判明したときは、その内容を確認し、書面により、速やかに通報者等に通知する。

３　前項の場合において通報者等が何らかの機関に所属している場合、その所属機関にも通知するものとする。

４　通報者等は、第２項の規定により受けた通知の内容に不服がある場合は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、書面により、倫理委員会に不服申立てを行うことができる。

５　前項に定める不服申立てに係る手続きについては、前条第３項から第10項までの規定を準用する。

（総長等への報告等）

第17条　倫理委員会は、第13条第１項に定める最終報告を受けたときは、その内容（第16条第９項の規定により再調査を実施した場合は、その結果。本条第４項および第９項において同じ。）を確認し、速やかに総長および調査対象者の本属箇所の箇所長に報告するものとする。

２　倫理委員会は、調査対象者から第16条第２項に規定する不服申立てがあったとき、第16条第５項に規定する報告を受けたとき、および第16条第６項に規定する報告を受けたときは、総長および調査対象者の本属箇所の箇所長に報告するものとする。

３　調査委員会の解散時期は、倫理委員会が決定する。

４　倫理委員会は、第13条の調査の結果、研究者等に不正行為があったと調査委員会が認定した場合は、総長に対し第１項の報告をする際に、不正行為の原因となった制度または運用体制等の問題点および再発防止のために理事会または箇所において実施すべき必要な措置（以下「是正措置等」という。）についての意見を付記するものとする。この場合において、少数意見があったときは、これを合わせて付記するものとする。

５　倫理委員会は、第11条第１項第２号に規定する場合において調査を実施したときは、公益通報者等の保護等に関する規程第11条第２項の規定に基づき、第１項の規定により総長および調査対象者の本属箇所の箇所長に報告した内容（第４項の規定により付記された意見を含む。）を公益通報対応委員会に報告するものとする。

６　総長は、第４項の意見が付された報告を受けたときは、理事会において実施すべきとされた是正措置等について、理事会に報告するものとし、および箇所において実施すべきとされた是正措置等について、その実施を箇所長に勧告するものとする。

７　前項の規定による勧告を受けた箇所長は、その勧告に係る是正措置等の実施の状況について、総長に報告するものとする。

８　総長は、理事会において実施した是正措置等もしくは懲戒等または前項の規定により箇所長から報告を受けた是正措置等の実施の状況について、倫理委員会に報告するものとする。

９　総長は、必要に応じて、調査の結果および前項の規定により倫理委員会に報告した内容を配分機関等に報告し、公表するものとする。

10　前項の公表における公表内容は、不正行為に関与した者の氏名、所属、不正行為の内容および本学が公表時までに行った措置の内容、ならびに調査委員会の委員の氏名、所

属、調査の方法および調査の手順等を含むものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、これらの一部を公表しないことができる。

11　総長は、第16条の２に定める通報者等による報告等が悪意に基づくものであることが判明した場合は、その内容を配分機関等に報告し、公表するものとする。

12　前項の公表における公表内容は、悪意に基づく通報者等の氏名および所属を含むものとする。

（通報者等への通知）

第17条の２　倫理委員会は、第13条第１項に定める最終報告を受けたときは、その内容を確認し、速やかに通報者等に通知する。

２　倫理委員会は、調査対象者から第16条第２項に規定する不服申立てがあったときは、通報者等に通知する。

（調査対象者への配慮）

第18条　倫理委員会、調査委員会、総長、理事会または箇所等は、この規程に基づく権限を行使するときは、調査対象者または調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

２　調査において、調査対象者には、公正な聴聞、反論または弁明の機会が提供されるものとする。この場合において、調査対象者が弁護士等の同席を申し出た場合は、正当な理由がない限りこれを拒否することができない。

３　倫理委員会は、調査対象者に不正行為があったと調査委員会が認定しなかったときは、必要に応じて調査対象者の名誉の回復に係る措置および調査対象者の不利益の発生の防止に係る措置を講ずるよう、総長に意見を具申するものとする。この場合において、意見具申を受けた総長は、当該意見において講ずべきとされた措置を講ずるものとする。

（守秘義務）

第19条　調査に係る業務に従事する者（以下「調査業務従事者」という。）は、当該業務に関連して知り得た秘密を漏らしてはならない。調査業務従事者でなくなった後も、同様とする。

２　倫理委員会は、調査業務従事者が前項の規定に違反した場合は、その旨を総長に報告するものとする。

３　前２項の規定は、倫理委員会の委員に対しても適用されるものとする。

４　総長は、第１項の規定に違反した者の懲戒等の実施の状況について、倫理委員会に報告するものとする。

（個人情報の保護）

第20条　調査業務従事者は、調査で得られた個人情報を、正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。調査業務従事者でなくなった後も、同様とする。

２　前条第２項および第３項の規定は、調査業務従事者が前項の規定に違反した場合について準用する。

３　第１項および第２項の規定は、倫理委員会の委員に対しても適用されるものとする。

（不利益取扱いの禁止）

第21条　倫理委員会、調査委員会、総長、理事会または箇所等は、第11条第１項に定める報告等を行ったことを理由として、通報者等に対して不利益な取扱いをしてはならない。ただし、第16条の２の規定により、通報者等による報告等が悪意に基づくものであると判明した場合は、この限りでない。

２　倫理委員会、調査委員会、総長、理事会または箇所等は、第11条第１項に定める報告等があったことのみを理由として、調査対象者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

（研究費の取扱いに係る不正行為の場合における配分機関等への報告等）

第22条　公的研究費に関係する「研究費の取扱いに係る不正行為」に関する調査について、総長は、配分機関等に対して、次に掲げる報告、協力等を行う。

一　調査委員会の設置を決定したときは、配分機関等に報告し、必要に応じて調査方針、調査対象、調査方法等について配分機関等と協議を行う。

二　第11条第１項各号の報告等を受け付けた日から起算して210日以内に最終報告を書面で配分機関等に提出する。

三　調査の過程であっても、不正の事実が一部でも認定された場合には、速やかに配分機関等に報告する。

四　配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告および調査の中間報告を当該配分機関等に報告する。

五　調査の支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関等への調査案件に係る資料の提出ならびに配分機関等による調査案件に係る資料の閲覧および現地調査に応じる。

六　第16条第２項に定める不服申立てがあったとき、不服申立てを却下したとき、および再調査の実施を決定したとき、ならびに再調査の結果は、配分機関等に報告する。

七　第16条の２第４項に定める不服申立てがあったとき、不服申立てを却下したとき、および再調査の実施を決定したとき、ならびに再調査の結果は、配分機関等に報告する。

（研究活動に係る不正行為の場合における配分機関等への報告等）

第23条　「研究活動に係る不正行為」に関する調査について、総長は、配分機関等に対して、次に掲げる報告、協力等を行う。

一　調査委員会の設置を決定したときは配分機関等に報告する。

二　配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出する。

三　最終報告を書面で配分機関等に提出する。

四　調査対象者から第16条第２項に定める不服申立てがあったとき、不服申立てを却下したとき、および再調査の実施を決定したとき、ならびに再調査の結果は、配分機関等に報告する。

五　通報者等から第16条の２第４項に定める不服申立てがあったとき、不服申立てを却下したとき、および再調査の実施を決定したとき、ならびに再調査の結果は、配分機関等に報告する。

（過去に研究者等であった者等の扱い）

第24条　過去に第２条第１項第１号から第３号であった者の当該期間の行為について、第11条に規定する報告等があった場合は、本規程に基づき対応を行う。

２　早稲田大学大学院学則（1976年４月１日教務達第１号）第17条により博士学位の授与を受けた者の当該博士論文について、第11条に規定する報告等があった場合は、本規程に基づき対応を行う。

（他の研究機関と合同で調査を行う場合）

第25条　倫理委員会は、研究活動に係る不正行為に関して第11条第１項に規定する報告等があった場合、次の各号に定める対応を行うことができる。

一　調査対象者が、本学を含む複数の研究機関に所属している場合、報告等があった事案に係る研究を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で事案の調査等を行うことができる。ただし、調査等の中心となる研究機関、調査等に参加する研究機関および調査等の方法については、関係する研究機関との間で、事案の内容等を協議し、定めることができる。

二　調査対象者が、報告等があった事案に係る研究を本学と異なる研究機関で行った場合、当該研究が行われた研究機関に報告等があった旨を通知し、当該研究機関と合同で事案の調査等を行うことができる。

三　調査対象者が、報告等があった事案に係る研究を行っていた時は本学の研究者等であったが、離職し、他の研究機関に所属している場合、現に所属している研究機関に報告等があった旨を通知し、当該研究機関と合同で事案の調査等を行うことができる。

（施行細則）

第26条　研究資料等の保存および開示等、この規程の施行に必要な事項は、研究活動に係る不正防止および不正行為への対応に関する規程施行細則（2017年２月３日規約第16―78号の２）をもって別に定める。

附　則

（施行日）

１　この規程は、2007年４月６日から施行する。ただし、第６条第２号の規定は、2008年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第６条第２号の規定が施行する日までの間において、大学院生が本学において公的研究費の研究課題に参加する場合は、当該大学院生は、同条第１号に規定する研修を受講しなければならない。

（見直し）

３　大学は、2008年３月31日までに、この規程の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附　則［整理］（2007年４月25日規約第07―９号）

この規程は、2007年４月25日から施行する。

附　則（2007年11月５日規約第07―53号）

この規程は、2007年11月５日から施行する。

附　則（2008年４月11日規約第08―３号）

（施行期日）

１　この規程は、2008年４月11日から施行する。

（任期の特例）

２　この規程による改正後の研究活動に係る不正防止に関する規程第７条第２項第１号の規定により嘱任される次の各号に掲げる委員の任期は、同条第３項前段の規定にかかわらず、当該各号に定める日までとする。

一　この規程の施行後最初に嘱任される委員　2010年３月31日

二　2009年４月６日から任期が始まる委員　2011年３月31日

附　則［整理］（2008年12月11日規約第08―45号）

この規則は、2008年11月７日から施行する。

附　則（2009年２月６日規約第08―67号）

（施行期日）

１　この規程は、2009年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の際現に在任するこの規程による改正前の研究活動に係る不正防止に関する規程

第７条第２項第１号の規定により国際情報通信研究科の専任教員のうちから選出された倫理委員会の委員である者は、当該委員としての任期に相当する期間が満了する日までの間、引き続き倫理委員会の委員として在任するものとする。

３　この規程による改正後の研究活動に係る不正防止に関する規程第７条第２項第１号の規定にかかわらず、2010年３月31日までの間は、高等学院、本庄高等学院または芸術学校の専任教員のうちから選出する倫理委員会の委員は、選出しないものとする。

附　則（2009年５月８日規約第09―14号）

この規程は、2009年５月８日から施行する。

附　則［整理］（2011年１月14日規約第10―72号の２）

この規則は、2010年11月８日から施行する。

附　則［整理］（2011年５月12日規約第11―５号の１）

この規程は、2011年５月12日から施行する。

附　則（2012年11月30日規約第12―67号）

この規程は、2012年12月１日から施行する。

附　則（2012年12月７日規約第12―81号）

この規程は、2013年４月１日から施行する。

附　則（2014年８月22日規約第14―37号）

この規程は、2014年８月22日から施行する。

附　則（2014年12月５日規約第14―71号）

この規程は、2015年３月31日から施行する。ただし、第２条第１項、第２条第２項、第２条第５項、第11条第１項第４号および第23条の規定は、2014年12月５日から施行する。

附　則（2017年２月３日規約第16―78号の１）

この規程は、2017年２月３日から施行する。

附　則（2018年３月27日規約第17―65号の14）

この規程は、2018年４月１日から施行する。

附　則（2020年11月26日規約第20―36号）

この規程は、2020年12月１日から施行する。

附　則（2021年１月15日規約第20―63号）

この規程は、2021年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、2022年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行前に、改正前の研究活動に係る不正防止および不正行為への対応に関する規程第11条第１項に定める報告等を倫理委員会が受けた事案の取扱いは、なお従前の例による。

附　則［整理］（2022年４月21日規約第22―１号の３）

この規程は、2022年４月21日から施行し、2022年４月８日から適用する。

附　則［整理］（2022年６月14日規約第22―11号の１）

この規程は、2022年６月14日から施行し、2022年６月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、2023年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行前に、改正前の研究活動に係る不正防止および不正行為への対応に関する規程第11条第１項に定める報告等を倫理委員会が受けた事案の取扱いは、なお従前の例による。